定　款

第１章　総　　則

（商　　号）
第 １ 条　当会社は、ワンダープラネット株式会社と称し、英文ではWonderPlanet Inc.と表示する。

（目　　的）
第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．スマートデバイス、家庭用ゲーム機向けアプリケーション及びソフトウェアの企画、開発、運営、販売
２．映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造、卸及び販売
３．書籍、玩具、文具、事務用品、雑貨等の企画、開発、販売
４．キャラクター商品の企画、開発及び販売
５．広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
６．情報処理サービス及び情報提供サービス業
７．著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的財産権の売買、使用許諾及び管理運用
８．コンサルティング業務
９．上記に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）
第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告の方法）
第 ５ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第　７　条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第　８　条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第　９　条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ケ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長ＣＥＯがこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長ＣＥＯに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長その他の役付取締役を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長ＣＥＯがこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長ＣＥＯに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序

に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その同法第４２３条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第２８条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第２９条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３３条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３４条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３５条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）
第３６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、その同法第４２３条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第３７条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　　算

（事業年度）
第３９条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までの１年とする

（剰余金の配当の基準日）

第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４１条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第４２条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2012年 9月　3日　制定
2013年 1月 25日　改訂
2013年 8月 29日　改訂
2013年10月 31日　改訂
2014年 2月 25日　改訂
2015年 7月　8日　改訂
2015年11月 30日　改訂
2016年 4月 26日　改訂
2016年11月 29日　改訂
2017年 7月 19日　改訂
2017年11月 29日　改訂
2018年 2月 22日　改訂
2018年 8月 30日　改訂
2018年11月 28日　改訂
2019年 5月 30日　改訂
2021年 2月 25日　改訂